

9月11日、省庁交渉の内容 - 豪雨災害復旧と設楽ダム問題（愛知県）

8月末の局地的な記録的豪雨による災害対策についての要請と回答

<内閣府>

- 1、岡崎市や額田郡幸田町をはじめ県内各地の市町村で大きな被害が出た今回の豪雨災害を局地激甚災害に指定し、自治体の災害復旧を支援すること。

回答

現在、被害状況の把握調査をしているが、まだ報告がきていない。それを待っていると時間がかかるので、運用査定の見込み額を出して、指定の基準を超えれば、閣議決定で迅速に指定が行われるようにすすめたい。ひと月、今月いっぱいにはまとまらないかなと、そこからかかっても1ヶ月あれば閣議決定までいける。しかし、解散になると…。事務的にはやりたいが。

（名古屋市など市町村の避難勧告地域が実際の床上浸水地域と大きく相違した問題について）内閣府としては、平成19年3月に避難勧告をどうするか、取りまとめてはいる。ただ、今回は、あっという間に水位が上がって、適切だったかどうかということはある。ゲリラ豪雨、局地豪雨に対して、今後、見直し、検討の必要があればされるだろう。

<国土交通省>

- 1、改修の予算を増額し、流域住民の積年の念願である改修が促進されるよう、国の責任において積極的推進をはかること。

回答

早期の最大限の努力をしたい。

（元通りに復旧する事業は）申請していただければ国が3分の2を補助。「災害復旧事業」の改良事業（元通り以上に改良すること）も可能で、これは国が2分の1を補助する事業だ。施設に関しては、そういったところで（やっていきたい）。

参加者の発言

岡崎市や名古屋市での内水氾濫による床上浸水では高齢者がぼうぜんとしていたなど、被害の悲惨な実態を訴え、浸水地域に対する行政の具体的な支援を求めた。

回答

浸透貯留とかトータルで考えていかなければならない。それぞれの場所の課題があり、現場ごとに考えていかないといけない。

- 2、気象の変化に即応した避難勧告の徹底システムや危険箇所の総点検、見直

しを行うとともに、記録的豪雨に対応するマニュアルや体制を見直すこと。

回答

国からも市町村に文書等で依頼している。

本年4月に内閣府から自然災害の犠牲者ゼロにする「総合プラン」をつくった。行政の側がやることは重要だけれども、自助・共助、自ら避難することが重要だということで、過去の危険箇所を示した「丸ごと街ごとハザードマップ」を作成し、広げていきたい。現在14か所作成している。

- 3、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透をはかり、雨水流出の増加を抑制する立場から、大規模な住宅開発などにあたる開発行為者に雨水貯留施設の設置などを義務付けるとともに、一般家庭や小規模事業所が行う自主的な取り組みを奨励、促進するなど、いわゆる「都市型豪雨災害」を防止に実効ある施策の推進をはかること。

回答

これまでもまして、流域対策が大切だということで「特定都市河川浸水被害対策法」を平成15年に制定し、雨水貯留施設について民間の開発や公園・運動場などを実施してきた。

開発許可については、都市計画法上、(貯留施設設置などの)基準を定めている。

下水道事業の実施主体は市町村だが支援している。貯留浸透含めた対策を市町村にお願いしている。限られた予算ではあるが、最大限、支援していきたい。

<総務省消防庁>

- 1、情報の伝達、周知や避難勧告のあり方など、豪雨時の対応マニュアルを見直すこと。

回答

内閣府の担当だが、消防庁としても協力はしていきたい。

<農林水産省>

- 1、今回の集中豪雨によって大きな被害を受けた水稻や大豆など、農作物の実害を補償し、農業者の営農と生活を支援すること。

回答

現在、農業共済組合で補償金を払うための損害評価に取り組んでいる。農業共済組合に認定してもらえれば、一筆全損耕地という道もある。転作大豆もイチゴなど園芸施設も共済の対象になる。

設楽ダムの建設問題についての要請と回答

<環境省>

1. 少なくとも、遺伝的な差異のあるすべてのネコギギが保護できるとの確証が得られるまで、設楽ダム関連事業はすべて凍結するよう国土交通省に要請すること。

回答

安定して生息していることを確認するよう求めている。3年～5年は生息して3代続けて増殖しなければ、安定とはいえないだろう。生息地の改変はしない。その前に保護する。まず、改変地はつづさない。

いるところ、いないところを全部調べている。遺伝的な問題は、十分、配慮してやっている（国交省が）記者会見では言っている。遺伝子的なかく乱がないように。水系ごとに遺伝子的な差異があることはわかっている。下流に流されていき、上には上がっていかず、上下流で50mぐらいしか動かない。（国交省は）下流の方に放流して実験している。豊川水系の中で下流に移すという方法でやっていると聞いている。国交省ができるだけのことにはやっている、環境省としては考えている。

（ダムサイトでとったものかどうか国交省に確認してほしいとの要望に）確認する。

ネコギギについて省として、現在、こうするというものはない。環境影響評価のときの環境大臣意見がすべてで環境影響評価については、事業者のセルフコントロールが求められる。

2. ネコギギの保護について、ダム建設に反対する住民が推薦する有識者も含めたオープンで公正な機関による検討を、国土交通省にも働きかけて実現すること。

回答

専門家は入っていると考えている。専門家に検討委員会に参加してもらってアドバイスをもらっていると。実験で、まだ結果は出ていない。公表すると、マニアがとりに行くこともあるができる限り公表するようにと（国交省に）言っている。

3. 流水の正常な機能の維持と増進を図るために、有効貯水水量9,200万立方分の65%にあたる6,000万立方分の水を川に流すとされているが、そのために希少な動植物が失われることがあってはならず、この点に関する環境省の見解を明らかにすること。

回答

環境影響評価書の中には触れられていないと思うが、当省としても把握していない。

4. 2010年に生物多様性条約締約国会議(COP10)が開かれる愛知県のなかで、ネコギギは生物多様性の象徴でもあり、ネコギギの保全に環境省としてもしっかりと取り組み、世界にアピールすること。

回答

事業者がしっかり取り組むという枠組みになっている。国交省でしっかり取り組んでいる。環境省としては注視している。

<国土交通省>

1. 設楽ダムの建設を中止すること。当面、現在、進めている関連事業をすべて凍結すること。

回答

ダムは必要だと認識している。期成同盟会から強く要請されている。下流自治体、産業界からの要請もある。促進の請願は本日も2,300名くらい、いただいた。

2. ダム建設予定地の地質ボーリング調査の内容と結果のすべてを公表すること。また、ダムサイトの特定位置を明らかにすること。

回答

ダムサイトの最終位置については、周辺等に詰めるという前提で設計、調査をすすめている。

3. 動植物の保全計画と、現在までの取り組みのすべてを公表すること。

回答

アセス段階で、専門家の意見を聞きながら、保全に支障のない範囲で公表している。

ネコギギについて失敗したとは思っていない。昨年秋に100匹放流して、今年4、5月の目視では確認できなかった。活動できないネコギギの生態からすると、そのようなこともあるのかなと考えている。水温が下がる11月まで引き続き調査する。秋口にもう一度、調査に入る。結果は公表する。

(次の放流予定については)聞いていない。確認する。現場に伝える。

4. ネコギギの保護について、ダム建設に反対する住民が推薦する有識者も含

めたオープンで公正な検討機関を設置すること。

回答

新たな学識者は考えていない。ホームページで公表している。

- 5、 設楽町民や流域住民の声を十分聞くことはもちろん、だれでも参加できる公開討論会、意見交換会などで討論する場を設けるとともに、住民団体が公開討論会などを設け、国土交通省側の出席を求めた場合には必ず応じること。

回答

要望については、現場に伝える。

- 6、 水没予定地に暮らす住民は、何十年間にわたり「蛇の生殺し」状態で、新たな設備投資や住宅改修、森林の管理なども十分にできずに損害を被ってきているので、ダム建設の今後の推移に関わらず、これら住民への生活・営業支援とこの間の損害に対する賠償を行うこと。

回答

来年度予算は19億3千万円か19億5千万円。基本計画の策定中。あと2省庁の回答待ち。道路づくりとか、生活再建(用地補償)が主になる。